

令和 4 年 11 月 14 日

社会保障審議会介護保険部会
部会長 菊池 馨実 殿

社会保障審議会介護保険部会
委員 齋藤 訓子
(公益社団法人日本看護協会 副会長)

看護小規模多機能型居宅介護の活用促進のための 制度改正についての意見

2040 年に向け、在宅療養する要介護高齢者の全国的な増加が見込まれており、特に 85 歳以上人口の急増に伴い、医療と介護の複合的なニーズや在宅看取りに対応できるサービス提供体制整備が喫緊の課題です。

2012 年に創設された看護小規模多機能型居宅介護（看多機）は、要介護 3 以上の中重度者が利用者の約 6 割を占めており、「通い」「泊まり」「訪問介護」「訪問看護」を柔軟に組み合わせてケアを提供することが可能です。事業所数は年々増加しており、現在 872 事業所となっていますが、未だ身近な地域で利用できるサービスとは言い難い状況です。

地域共生社会の実現に向け、在宅療養者を広く支えるサービスとして看多機への期待が高まっており、退院後の変化の大きい時期や生命を全うする時まで、看多機のサービスを必要とする人が利用できるよう、制度の見直しが必要です。

併せて、看多機のサービスを法律上、国民に分かりやすく定義し、在宅療養を支える本サービスの周知を図ることが必要です。

このため、下記の事項についてご検討をお願い申し上げます。

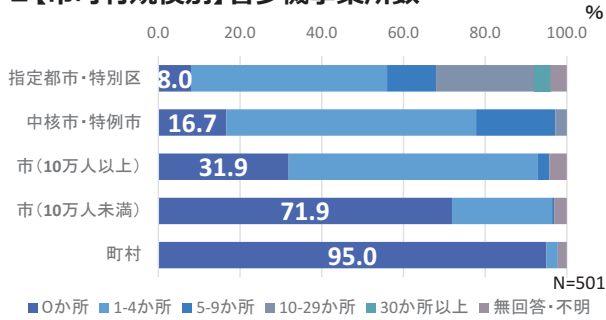
1. 看多機を介護保険法の「居宅サービス」にも位置づけるとともに、登録定員を拡大することによって、在宅療養を支援するサービスとしての看多機を必要とする人に確実にケアを提供する。
2. 介護保険法における看多機の定義を実状に合わせて見直し、通いと泊まりにおいて「看護」を提供していることを明記する。

1. 看多機を介護保険法の「居宅サービス」にも位置づけるとともに、登録定員を拡大することによって、在宅療養を支援するサービスとしての看多機を必要とする人に確実にケアを提供する。

看多機の整備状況と今後の利用見込み

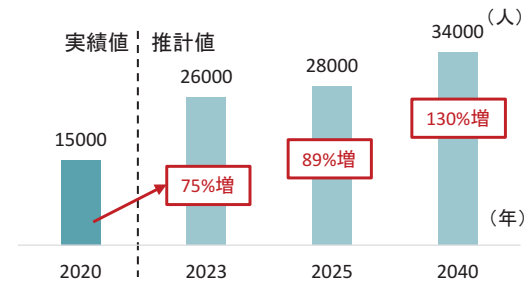
- 全国的な看多機事業所数は年々増加しているが、小規模自治体では看多機がまだ1か所もないところが多く、地域によってサービス利用の機会格差が大きい。
- 看多機は主な介護保険サービスの中でも、今後の利用者数の大きな伸びが見込まれている。
- 登録定員数は上限の29人に設定している事業所が8割近くに上る。

■【市町村規模別】看多機事業所数



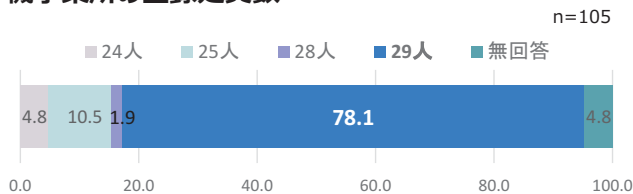
出典：令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「訪問看護・訪問リハビリテーション提供体制強化のための調査研究事業」報告書(日本看護協会)

■ 看多機の今後の利用者数の見込み



出典：厚生労働省HP掲載資料(2021年5月14日)より一部抜粋

■ 看多機事業所の登録定員数



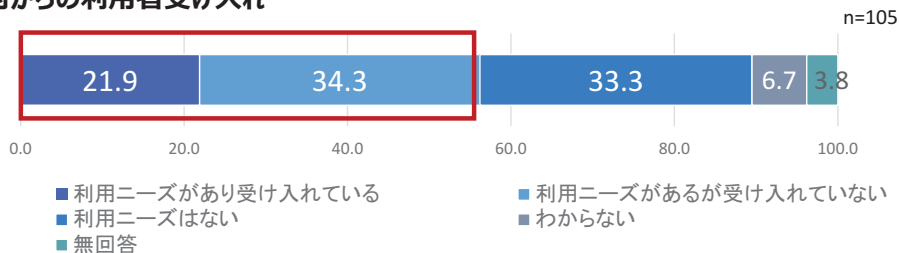
出典：令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護の普及等に関する調査研究事業」事業所アンケート調査(速報値)

1

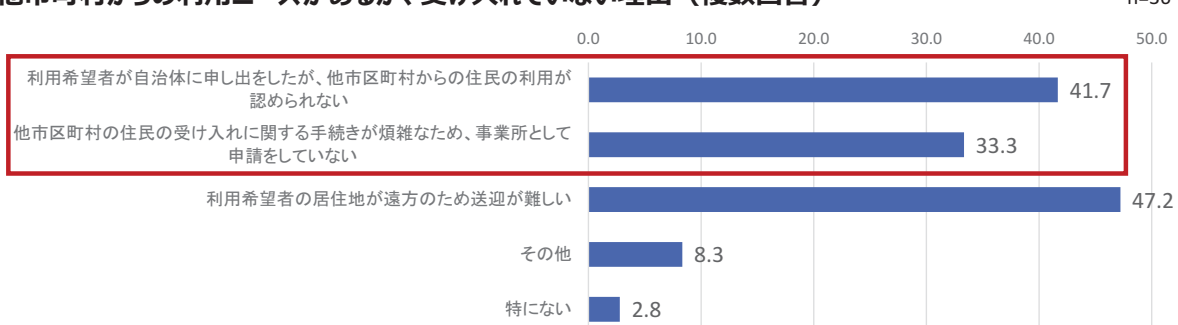
市町村を越える区域外利用の受け入れ状況

- 他の市町村からの利用者受け入れは、「利用ニーズがあり受け入れている」が21.9%、「利用ニーズがあるが受け入れている」が34.3%。
- 「利用ニーズがあるが受け入れている」理由として、「利用希望者が自治体に申し出をしたが、他市区町村からの住民の利用が認められない」が41.7%、「他市区町村の住民の受け入れに関する手続きが煩雑なため、事業所として申請をしていない」が33.3%となっている。

■ 他市町村からの利用者受け入れ



■ 他市町村からの利用ニーズがあるが、受け入れている理由 (複数回答)



看多機の区域外利用をめぐる状況

各自治体独自のローカルルールがある

「事業所から半径2km圏内の居住者に限定」

- 市町村との取り決めで、区域外利用については事業所から2km圏内に所在の方のみ利用が可能、受け入れは5名まで、短期利用は不可等の制限がある。

「類似サービスの組み合わせで対応可能」

- 隣接するA市在住のA L Sの患者から事業所に依頼があり、区域外利用申請をした。A市に看多機はないが、「看多機以外の他のサービスの組み合わせで対応可能と考えられるため」という理由でA市から許可が出ず、受け入れられなかった。

利用が認められるまでに時間がかかる

退院後すぐに利用が必要なケースなどへの対応が難しい

- 病院から受け入れの依頼があり、自治体が示した区域外利用の要件は全て満たしていた（と事業所側では考えていた）が、自治体間の協議に1か月はかかるといわれた。退院直後からの利用を希望しており、早めに判断してほしいが、自治体からは特別扱いはできないといわれた。約1か月後に区域外利用が認められたが、退院後の不安定な時期に看多機の泊まりや通いを使えず、介護する家族の不安・負担が増した。
- 看多機がない他市のケアマネジャーから、医療ニーズがあり市内の小多機や通所では受け入れが難しいケースについて依頼があった。区域外利用を相談したが、協議に最低1か月かかるため申請を断念し、有料老人ホームに入居された。

事業所側の申請手続きが煩雑・膨大である

新規申請・更新申請時の提出書類が膨大

- 災害による避難住民（住所地は被災自治体にある）を受け入れており、6市町村に区域外利用の申請をしている。各市町村に対して、建物の図面や職員の勤務体制、免許の写しに至るまで非常に多くの書類を提出しなければならない。
- 6年ごとに各市町村に指定更新申請が必要であり、毎年のようにどこかの自治体に更新申請をしなければならず、そのたびに新規申請時と同様の大量の書類を準備している。

看多機事業者へのヒアリング事例より(2022年10月 日本看護協会実施)

2. 介護保険法における看多機の定義を実状に合わせて見直し、通いと泊まりにおいて「看護」を提供していることを明記する。

※現在は、「訪問看護及び小多機」と定義されている

■ 看多機（複合型サービス）の定義（介護保険法第8条（抜粋））

23 この法律において「**複合型サービス**」とは、居宅要介護者について、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、**訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せ**その他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。

19 この法律において「**小規模多機能型居宅介護**」とは、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、**入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練**を行うことをいう。

4

看多機の利用者像と提供しているケアの内容

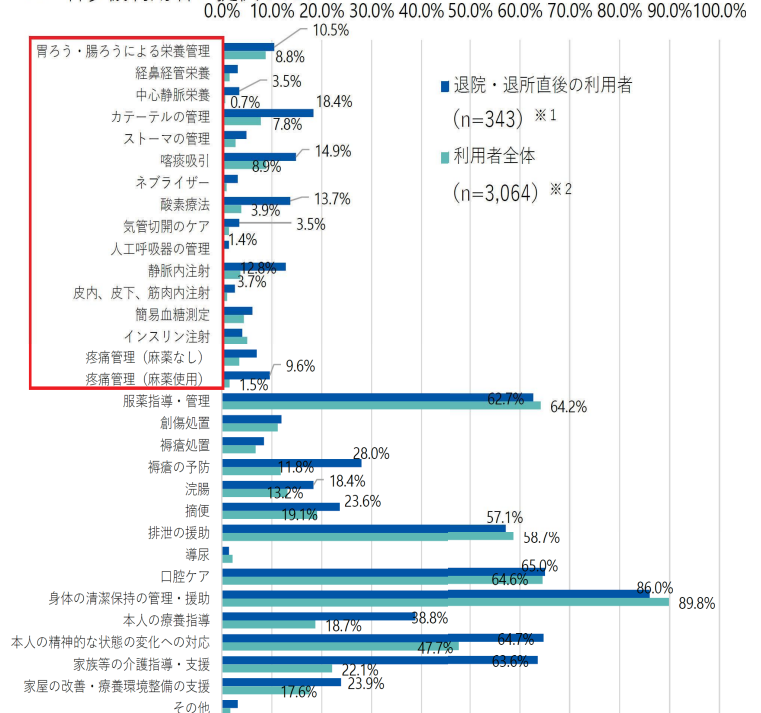
- 看多機の利用開始前の居場所として、「自宅」（45.8%）に次いで「病院」が36.6%に上り、退院直後の状態不安定な方、医療ニーズのある方や看取り期の方に対応している。
- 医療処置や医療機器の管理の必要な在宅療養者を受け入れ、医師の指示により必要な医療処置等を実施している。

■ 看多機利用開始前の居場所別人数

	合計人数	構成比
病院	1,581	36.6%
有床診療所	23	0.5%
老人保健施設又は介護医療院	213	4.9%
特別養護老人ホーム	18	0.4%
自宅	1,977	45.8%
その他居住系サービス	474	11.0%
その他	33	0.8%
合計	4,319	100.0%

出典：平成30年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和元年度調査）「訪問看護サービス及び看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供のあり方に関する調査研究事業報告書」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

■ 看多機利用者に提供したケア



出典

※1：平成27年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（平成29年度調査）訪問看護の提供のあり方に関する調査研究事業報告書

※2：平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「看護小規模多機能型居宅介護および療養通所介護の特性に関する調査研究事業」報告書（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

5